

添加物に関する国際比較

添加物の範囲は各国共通ではない

	日本	コーデックス	米国
定義	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう。	栄養価の有無に関わらず、通常はそれ自体を食品として消費することのない食品の典型的な原材料として使用されることのない物質であり、食品の製造、加工、調整、処理、充填、包装、運搬又は保存において技術的な目的(感覚的な目的を含む)で食品に意図的に添加した結果、(直接的又は間接的に)当該物質又はその副産物が食品の成分となる若しくは食品の特性に作用する若しくはそのような結果が合理的に期待される物質をいう。なお、食品添加物には、「汚染物質」又は栄養に関する品質の維持若しくは改善のため食品に添加される物質は含まない。	その目的とする使用法によって、直接又は間接的に食品の一部となるか、又は食品の性質に影響を与えるような結果をもたらすことを期待される物質である(食品の生産、製造、充填、加工、調理、処理、包装、輸送又は保存を目的とする全ての物質を含む)。
加工助剤	○	加工助剤として別管理	○
栄養目的	○	×	○
着色料	○	○	色素添加物として別管理
香料	○	香料として別管理	○
ポストハーベスト農薬	○(防カビ剤)	農薬として別管理	農薬として別管理

注：米国では、GRAS (Generally Recognized as Safe) 一般に安全と認められる物質)制度がある。

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課の資料も参考に、消費者庁にて作成